

奈良学園大学奈良文化女子短期大学部における公的研究費の不正及び研究活動における不正行為防止計画

平成28年1月27日

学 長 策 定

奈良学園大学奈良文化女子短期大学部（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定。）の趣旨及び内容を踏まえ、本学において公的研究費を適正に管理運営し不正使用等を防止し、また研究活動における不正行為を防止するため、「公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程（以下「規程」という。）」第7条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

- 1 公的研究費の不正使用及び研究活動に係る不正行為（以下「不正行為等」という。）防止に向けた管理運営体制の明確化
 - ・不正行為等防止に向けた管理運営体制をホームページで学内外に公表する。
- 2 不正行為等の防止に向けた具体的項目
 - (1) 「誓約書」の提出
 - ① 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員には、本学が実施するコンプライアンス教育の受講内容を理解した上で関係ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求め、公金を使用する責任の重大さを自覚させ、意識の向上を図る。
 - ② 本学において研究活動を行うものには、本学が実施する研究倫理教育受講を義務付け、その内容を遵守する旨の「誓約書」の提出を求め、研究倫理意識の高揚を図る。
 - (2) 物品検収の確実な実施
 - ① 本学に納入される全ての物品の検収は、「公的研究費に係る事務処理手続に関する細則」に基づき実施する。
 - ② 物品検収の事務の流れについては、学内関係者及び納入業者に周知を図る。
 - ③ 納入業者が検収を適正に受けていない場合等は、その実態に応じて取引停止等の適切な措置を講じる。
 - (3) 出張の事実確認
 - ① 出張者が出張報告書を作成するにあたり、用務内容によって次の事項を義務付ける。
 - (ア) 研究打合せ等の用務である場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。
 - (イ) 学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。
 - ② 総務課及び監査室（学校法人奈良学園）等は、無作為の抽出による出張の事実確認を不定期に実施する。
 - (4) 謝金による作業従事者の事実確認
 - ① 作業従事者は、研究者等の指示による作業終了の都度、出勤表を管理する部署（事務局等）に赴き、出勤表に作業終了の押印をする。
 - ② 総務課及び監査室（学校法人奈良学園）等は、不定期に作業内容等について作業従事者から直接、作業事実の確認をする。
 - (5) 内部監査の実施
 - ① 総務課及び監査室（学校法人奈良学園）は、不正防止推進室と密接な連携を図り、不正使用等を発生させる要因を踏まえた監査計画に基づき、定期及び臨時に内部監査を実施する。

- ② 総務課及び監査室（学校法人奈良学園）は、監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、学長に対して必要な措置を講じるよう求める。
- (6) 研究費にかかる相談等の取扱い
 - ① 研究費にかかる相談等については、経費の使用、応募等も含み全般的な相談については経理課において応じる。また、窓口の設置場所をホームページ等により周知する。
- (7) 不正行為等に係る通報等の取扱い
 - ① 不正行為等に係る通報等については、規則に基づき適正に取り扱う。
 - ② 通報の方法と併せて、通報者及び調査協力者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図り、その保護に十分留意する。
- (8) 不正行為等防止に関する意識の徹底
 - ① 最高管理責任者は、「奈良学園大学奈良文化女子短期大学部における研究者等の行動規範」に基づき研究者の研究倫理意識の高揚を図るとともに、事務職員が専門的能力をもって公的研究費の適正な執行が行えるよう、定期的に説明会や研修会等を開催する。
 - ② 研究現場における研究費の使用について、研究者と事務職員との間で話し合いを持つ場を設定し、相互理解の促進を図る。
 - ③ 公的研究費の不正使用等の防止を図るため、研究者等に向けたマニュアルを作成・学内に周知することにより、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底する。

3 不正防止計画の見直し

上記の項目は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為等の防止のため当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行い、教授会の意見を聞き学長が変更するものとする。

附 則

本計画は、平成28年1月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。